

2017年度「言語の多様性に関する啓蒙・教育プロジェクト助成」 募集要項

日本語学会

1. 趣旨

- (1) 日本語学会は、会員が学会の社会貢献活動ないし教育活動の一環として以下の共同プロジェクトを実施することに対して、経費を助成します。
 - a. 現在・過去・将来における人間言語の多様性に関する調査研究の成果を社会に発信するための啓蒙的プロジェクト（学会ホームページでの情報発信，シンポジウムの開催，その他の広報活動等）
 - b. 言語の多様性に関する調査研究を活性化し普及させるための教育的プロジェクト（若手研究者育成のためのセミナーの開催等）
 - c. 会員による言語の多様性に関する社会貢献・社会連携として特に重要と認められるプロジェクト
- (2) プロジェクトの採否は、プロジェクトの内容，社会的意義，経費の妥当性等を考慮の上，決定します。

2. 助成金

- (1) 助成額はプロジェクト1件につき最大50万円です。
- (2) 助成期間は2017年4月1日から2018年3月31日までの1年間です。（助成金交付は2017年4月の予定です。）
- (3) 同一プロジェクトを継続する場合も，年度毎に申請するものとします。
- (4) 助成金の使途は以下のとおりです。他の助成金等と使途が重複してはいけません（注）。
 - a. 作業委託費（ホームページコンテンツの作成等）
 - b. 作業補助，翻訳等のための謝金
 - c. シンポジウム・セミナー等開催のための費用（講師旅費，謝金，会場費，資料印刷費等）
 - d. 会議等のための旅費・会場費
 - e. その他会長が適当と認めたもの

[注]ただし，(4)に挙げられた使途のいずれについても，本プロジェクトの助成金の使途と他の経費（科研費や大学の研究費など）の使途を書類上明確に区分する場合は合算使用が可能です。

3. 申請条件

- (1) プロジェクトのメンバーは日本語学会の会員に限ります。
- (2) プロジェクトの代表者は，2016年度の会費を納入していなければなりません。

4. 申請手続き

- (1) 申請はプロジェクトの代表者がおこなってください。
- (2) 申請には所定の申請用紙を用いてください。
- (3) 代表者は、申請用紙に必要事項を記入し、締め切りまでに電子メールでお送りください。
(電子メール以外での応募は受け付けません。)

締め切り： 2017年2月28日(火) 24:00 (必着)
提出先： 日本言語学会事務支局 lsj@nacos.com
※件名に「多様性プロジェクト申請」と明記してください。

- (4) 申請用紙に記載された指示と注意事項を遵守してください。
- (5) 一度提出された申請書の差し替えや訂正はできません。(記載内容に不備がある場合は選考の対象外となりますのでご注意ください。)
- (6) 申請書の返却はいたしません。
- (7) 申請書は学会事務局で厳重に管理し、プロジェクトの選考以外の目的には使用しません。

5. 採否と助成金額の決定

- (1) 申請されたプロジェクトの採否と助成金額は、常任委員会での審議を経て、会長が決定します。採否結果はすみやかに代表者に書面で通知します。
- (2) 申請額の全額が助成されるとは限りません。
- (3) 採択に際して、計画の一部変更や他の申請プロジェクトとの統合を条件とすることがあります。
- (4) 採択後に計画を大幅に変更することはできません。

6. プロジェクトの実施

- (1) 採択されたプロジェクトの代表者とメンバーは、助成金が交付されるまでに2017年度の会費を納入してください(会費納入を銀行自動引き落としにしている場合を除く)。
- (2) 助成金は、プロジェクトの代表者が開設した銀行口座に振り込みます。代表者は、会計簿を作成して助成金の管理をおこなってください。
- (3) すべての支出に対して、「日本言語学会」宛の領収書をとってください。領収書はプロジェクト終了まで保管してください。
- (4) 旅費・謝金の支出に際しては、学会が定めるガイドラインに従ってください。
- (5) 計画の一部変更が必要となった場合、助成金の使途について不明な点がある場合は、事務局長に問い合わせてください。
- (6) 助成額の全額を使い切る必要はありません。支出は必要不可欠なもののみとし、できるだけ節約に努めてください。(助成金の残金は学会に返金していただきます。残金が生じたことで次回応募時の選考に影響が及ぶようなことはありません。)
- (7) 助成金によって作成したものを公表したり、シンポジウム・セミナー等を開催したりする場合には、助成金を受けていることを明示してください。

- (8) 代表者は、プロジェクトの実施状況を随時学会ホームページで報告しなければなりません。また、会長から指示があった場合には、活動状況や会計状況を報告しなければなりません。
- (9) 本制度の趣旨に反する行為や、研究者としてのモラルに反する行為があった場合には、プロジェクトの実施期間中か終了後かを問わず、助成を取り消します。その場合、プロジェクトの代表者は助成金を全額返納しなければなりません。

7. プロジェクト終了後

- (1) プロジェクト代表者は、2018年3月31日までに、(i)活動報告書、(ii)会計報告書を会長に提出してください。両報告書に対する評価を常任委員会でおこない、評議員会で報告します。
- (2) プロジェクト終了後も、会員が学会ホームページを通じてプロジェクトの成果にアクセスできるようにしてください。

8. 問い合わせ先

日本語学会事務局長 野田 尚史

lsj.secretariat@gmail.com